

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果に関する報告を請求するものとする。

1 監査を求める事項

栃木市コミュニティバス（大平線、藤岡線及び岩舟線）にかかる運行実態について

2 監査結果の報告期限

令和7年12月定例会開会日の前日まで

3 理由

栃木市コミュニティバス（大平線、藤岡線及び岩舟線）において、複数の市議会議員に当該路線の運行業者が仕様書通りの運行を行っていないとの情報提供がなされ、この事は令和7年9月議会の一般質問でも取り上げられた。

特に問題なのは乗客の安全を確保する車内設備の不設置状態が数年単位で続いてきたことである。その上、複数の栃木市コミュニティバス運行事業者からこの問題に関して議会から市執行部に対して働きかけを求める要望書が提出された。

当該事業者が仕様書に沿った運行を行っているのか、それに対する栃木市の対応が適正であったのか監査委員の意見を求める。

以上、決議する。

令和7年9月29日

栃木県栃木市議会